



2023年6月28日

各 位

会 社 名 日産自動車株式会社
代表者名 代表執行役社長兼最高経営責任者
内田 誠
(コード番号7201 東証プライム)
問合せ先 IR 部主担 稲垣範行
(TEL 045-523-5523)

事後交付型株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ (2020年度第3回RSU)

当社は、2023年6月27日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので（以下、「本決議」という。）、お知らせいたします。

記

1. 自己株式処分の目的及び理由

当社は、2020年度より、株式報酬制度として譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、当社により選定された当社及び当社グループ会社の執行役、執行役員及び一部の使用人、並びに当社グループ会社の取締役（社外取締役を除く。）（以下、総称して「対象者」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び持続的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象者に対し、当社普通株式を割り当てることを目的として導入するものです。

当社の執行役については当社報酬委員会、その他の対象者については当社最高経営責任者が、当社の事後交付型株式報酬規程及び当社の提案権限者による付与数の提案に基づき、対象者に対し、対象者毎に予め定める数の当社普通株式（以下、「本交付株式」という。）の割当てを受ける権利であるRSUを付与します。このRSUを、対象期間中の勤務継続その他の要件に従って、付与後3事業年度に亘り3分の1ずつ権利確定させ、本交付株式を支給します。

本制度の詳細は、2020年8月20日付「株式報酬制度の詳細及び発行登録書提出に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、2022年6月29日付で提出した発行登録書が対象とするRSUを対象者に付与しておりますが、かかるRSUのうち、2023年7月28日を権利確定日とするもの（以下、「2020年度第3回RSU」という。）に関し、本決議に基づく本自己株式処分により、下記2. (6)に記載される処分予定先（割当予定先）に、本交付株式を割当てることとしました。なお、実際の割当数は、権利確定を待って確定します。

2. 自己株式処分の概要

(1) 払込期間	2023年9月4日から2023年11月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,052,304 株
(3) 処分方法	処分先から株式の引受けの申込みがされること及び処分先が付与される金銭報酬債権（下記(7)参照）の全額を割り当てられる普通株式と引換えに現物出資の方法により当社に給付することを条件とします。
(4) 処分価額	1株につき 535.7 円
(5) 処分総額	563,719,253 円
(6) 処分予定先（割当予定先）	当社の執行役：6名、249,901株
	当社の執行役員及び使用人：135名、481,884株
	当社グループ会社の取締役、執行役員及び使用人等：110名、320,519株
(7) 出資の目的とする財産並びに当該財産の内容及び価額	出資の目的とする財産：金銭以外の財産（現物出資財産）
	現物出資財産の内容：2020年度第3回RSUの権利確定に基づいて処分予定先に付与される当社又は当社グループ会社に対する金銭報酬債権
	現物出資財産の価額：535.7円（1株につき処分価額と同額）
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による発行登録の効力発生（2022年6月29日発行登録書提出、同年7月7日効力発生）に基づき、2020年度第3回RSUについて発行登録追補書類を7月31日までに提出予定です。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本決議に基づく本自己株式処分における処分価額については、本決議日の直前営業日（2023年6月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である535.7円としています。当該日の終値を採用したのは、当社普通株式が上場されており、かつ直近の株価に依拠することができないことを示す特段の事情が存しない状況においては、

当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的なものであり、有利発行には該当しないと判断したためです。

以上

この文書は、いかなる証券についての一切の投資勧誘またはそれに類似する行為も構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。本件においては米国における証券の公募は行われません。